

平成31年第1回定例会（2月議会）  
予算及び付託議案審査関係資料（当初関係）

平成31年2月14日  
総務部

【予算関係】

- 資料1 平成31年度当初予算に関する説明資料 (財政課)
- 資料2 県人会ネットワーク化推進事業について (総務課)
- 資料3 行幸啓事務費について (秘書課)
- 資料4 障害者雇用対策事業について (人事課)
- 資料5 広報事業について (広報広聴課)
- 資料6 自主防災リーダー育成支援事業について (総合防災課)
- 資料7 SNSによる秋田版災害情報発信事業について (総合防災課)
- 資料8 被災者生活再建支援基金への出えんについて (総合防災課)

【議案関係】

- 資料9 「秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例案」について（議案第59号）  
(人事課)

資料10 「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」について  
(議案第60号)

(人 事 課)

資料11 「職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例及び職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例案」について (議案第61号)

(人 事 課)

資料12 「秋田県県税条例等の一部を改正する条例案」について (議案第62号)

(税 務 課)

資料1 (当初予算関係)

平成31年2月14日  
財 政 課

平成31年度当初予算  
に関する説明資料

( 議 案 第 3 7 号 )

平成31年度当初予算 主要な歳入増減調書

(単位：千円)

区分	増減額	増額内訳	減額内訳
1 県 税	1,752,900	事業税(法人分) 733,000 ( 17,312,000 → 18,045,000 ) 軽油引取税 693,000 ( 8,893,000 → 9,586,000 ) 自動車税(環境性能割) 392,000 ( 0 → 392,000 )	自動車取得税 △ 792,000 ( 1,588,000 → 796,000 )
2 地方消費税清算金	52,000	地方消費税清算金 52,000 ( 39,511,000 → 39,563,000 )	
3 地方譲与税	777,000	地方法人特別譲与税 762,000 ( 15,175,000 → 15,937,000 )	
4 地方特例交付金	811,000	子ども・子育て支援臨時交付金 604,000 ( 0 → 604,000 ) 地方特例交付金 207,000 ( 297,000 → 504,000 )	
5 地方交付税	△ 257,000		地方交付税 △ 257,000 ( 191,463,000 → 191,206,000 )
6 交通安全対策特別交付金	△ 42,000		交通安全対策特別交付金 △ 42,000 ( 328,000 → 286,000 )
7 分担金及び負担金	△ 13,104	農林水産業費負担金 31,584 ( 1,422,955 → 1,454,539 )	農林水産業費分担金 △ 29,284 ( 1,064,908 → 1,035,624 ) 土木費負担金 △ 8,824 ( 326,018 → 317,194 )
8 使用料及び手数料	△ 61,046	港湾使用料 37,190 ( - 791,718 → 828,908 )	高等学校使用料 △ 75,322 ( 2,412,680 → 2,337,358 ) 住宅使用料 △ 25,029 ( 649,118 → 624,089 )
9 国庫支出金	2,373,107	参議院議員選挙費 677,697 ( 0 → 677,697 ) 現年発生土木災害復旧事業費 662,200 ( 1,899,800 → 2,562,000 ) 農村地域防災減災事業費 647,075 ( 1,216,385 → 1,863,460 ) 政令指定事業補助金 502,815 ( 3,463,111 → 3,965,926 ) 河川災害復旧助成事業費 367,136 ( 546,900 → 914,036 )	過年発生土木災害復旧事業費 △ 1,570,502 ( 2,354,257 → 783,755 ) 経営体育成基盤整備事業費 △ 706,542 ( 6,441,507 → 5,734,965 )

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
10 財 産 収 入	△ 76,172	不要物品売却収入 2,567 ( 27,317 → 29,884 )	土地売却収入 △ 23,990 ( 55,587 → 31,597 ) 県営林売却収入 △ 22,372 ( 123,263 → 100,891 ) 建物貸付収入 △ 11,286 ( 290,740 → 279,454 )
11 寄 付 金	△ 18,363		一般寄附金 △ 19,033 ( 30,733 → 11,700 )
12 繰 入 金	△ 3,440,893	減債基金繰入金 2,600,000 ( 4,700,000 → 7,300,000 )	地域活性化対策基金繰入金 △ 5,120,000 ( 5,880,000 → 760,000 ) 財政調整基金繰入金 △ 322,000 ( 2,892,000 → 2,570,000 ) 地域医療介護総合確保基金繰入金 △ 271,897 ( 1,728,224 → 1,456,327 ) 農林漁業振興臨時対策基金繰入金 △ 206,793 ( 1,941,105 → 1,734,312 )
13 繰 越 金	0		
14 諸 収 入	△ 8,276,429	県・市連携文化施設整備事業費 2,388,624 ( 240,891 → 2,629,515 )	県制度資金貸付金元利収入 △ 9,201,874 ( 48,273,789 → 39,071,915 ) 水産振興センター栽培漁業施設整備事業費 △ 334,912 ( 334,912 → 0 ) 秋田・盛岡新幹線直行特急化事業貸付金元利収入 △ 296,027 ( 1,809,860 → 1,513,833 )
15 県 債	248,000	県・市連携文化施設整備事業費 1,726,100 ( 689,400 → 2,415,500 ) 国直轄河川事業負担金 912,800 ( 3,284,400 → 4,197,200 ) 高等学校整備事業費 912,500 ( 467,100 → 1,379,600 ) 特別支援学校整備事業費 710,400 ( 221,201 → 931,601 )	臨時財政対策債 △ 5,351,000 ( 24,292,000 → 18,941,000 ) 退職手当債 △ 1,200,000 ( 1,200,000 → 0 ) 警察施設整備事業費 △ 729,100 ( 1,250,400 → 521,300 )
合 計	△ 6,171,000	580,260,000→574,089,000	

平成31年度当初予算 主要な目的別増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 議 会 費	7,373	議会棟整備費 9,991 ( 0 → 9,991 ) 改選受入諸費 6,499 ( 0 → 6,499 )	県議会ホームページ会議録検索システム整備事業 △ 10,498 ( 10,498 → 0 )
2 総 務 費	5,755,504	県・市連携文化施設整備事業 4,527,936 ( 1,723,438 → 6,251,374 ) 参議院議員選挙費 677,697 ( 0 → 677,697 ) 県有建築物天井等耐震化推進事業 465,713 ( 357,208 → 822,921 ) 県議会議員選挙費 337,938 ( 117,422 → 455,360 ) 鉄道軌道輸送対策事業 259,959 ( 149,361 → 409,320 )	八橋陸上競技場整備支援事業 △ 317,058 ( 317,058 → 0 ) 県有建築物大規模修繕事業 △ 231,878 ( 740,366 → 508,488 ) 県有体育施設整備・改修事業 △ 161,950 ( 516,161 → 354,211 ) 情報基盤システム再構築事業 △ 156,287 ( 300,082 → 143,795 ) あきた未来づくり交付金事業(能代市分) △ 88,000 ( 97,000 → 9,000 )
3 民 生 費	1,727,363	子どものための教育・保育給付支援事業 827,658 ( 4,944,959 → 5,772,617 ) 介護給付費負担金 623,535 ( 17,716,884 → 18,340,419 ) 地域介護福祉施設等整備事業 500,540 ( 242,096 → 742,636 )	すこやか子育て支援事業 △ 251,998 ( 1,090,834 → 838,836 ) 児童会館修繕事業 △ 139,627 ( 143,015 → 3,388 )
4 衛 生 費	△ 1,229,448	湖東厚生病院医療提供体制確保事業 56,125 ( 56,400 → 112,525 ) 医療地域循環型キャリア形成支援システム推進事業 51,963 ( 433,228 → 485,191 ) 動物愛護管理対策費 43,932 ( 17,524 → 61,456 )	地方独立行政法人秋田県立病院機構支援事業 △ 555,861 ( 4,478,308 → 3,922,447 ) 動物にやさしい秋田推進事業 △ 522,373 ( 558,918 → 36,545 ) 地域医療従事医師確保対策事業 △ 97,912 ( 173,283 → 75,371 )
5 労 働 費	70,504	職業能力開発支援事業 42,278 ( 488,043 → 530,321 ) 女性の新規就業支援事業 14,566 ( 0 → 14,566 )	
6 農 林 水 産 業 費	△ 70,738	農村地域防災減災事業 1,272,705 ( 2,178,073 → 3,450,778 ) 治山事業 727,117 ( 2,855,772 → 3,582,889 ) 特定農業用管水路等特別対策事業 401,250 ( 184,040 → 585,290 ) 全国豊かな海づくり大会推進事業 327,208 ( 52,302 → 379,510 )	経営体育成基盤整備事業 △ 1,606,322 ( 12,509,240 → 10,902,918 ) 水産振興センター栽培漁業施設整備事業 △ 669,824 ( 669,824 → 0 ) メガ団地等大規模園芸拠点育成事業 △ 357,549 ( 758,303 → 400,754 ) 基幹水利施設ストックマネジメント事業 △ 306,031 ( 1,704,181 → 1,398,150 )

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
7 商 工 費	△ 10,184,015	新時代パワーユニット中核拠点創生事業 490,676 ( 9,513 → 500,189 ) 産業再配置促進環境整備費補助金返還事業 314,698 ( 0 → 314,698 ) 台湾定期チャーター便運航促進事業 160,472 ( 0 → 160,472 )	経営安定資金貸付事業 △ 5,143,556 ( 23,843,212 → 18,699,656 ) 中小企業振興資金貸付事業 △ 3,290,859 ( 20,799,184 → 17,508,325 ) 企業立地促進事業 △ 1,067,796 ( 3,229,214 → 2,161,418 ) 新事業展開資金貸付事業 △ 887,705 ( 3,997,233 → 3,109,528 ) あきた中小企業応援ファンド △ 375,860 ( 375,860 → 0 )
8 土 木 費	1,936,154	国直轄河川事業負担金 912,803 ( 3,284,526 → 4,197,329 ) 河川災害復旧助成事業 770,987 ( 1,148,490 → 1,919,477 ) 河川改修事業 604,580 ( 4,679,220 → 5,283,800 ) 地すべり対策事業 288,800 ( 152,200 → 441,000 )	土砂災害防止法基礎調査費 △ 567,000 ( 693,000 → 126,000 ) 国直轄道路事業負担金 △ 428,000 ( 4,358,000 → 3,930,000 ) 環日本海クルーズ推進事業 △ 256,897 ( 331,240 → 74,343 ) 県単道路改築事業 △ 160,000 ( 1,348,000 → 1,188,000 )
9 警 察 費	△ 1,309,764	交番・駐在所改築事業 106,779 ( 90,707 → 197,486 ) 維持管理及び指定工事事業 102,482 ( 250,129 → 352,611 )	横手警察署改築事業 △ 1,579,190 ( 1,776,470 → 197,280 )
10 教 育 費	1,285,336	比内支援学校整備事業 1,053,129 ( 401,468 → 1,454,597 ) 能代地区専門系統合校整備事業 749,345 ( 205,610 → 954,955 )	給与費 △ 865,482 ( 87,895,030 → 87,029,548 )
11 災 害 復 旧 費	△ 93,028	現年発生土木災害復旧事業 1,024,000 ( 2,961,000 → 3,985,000 ) 県単災害復旧事業 697,100 ( 299,400 → 996,500 )	過年発生土木災害復旧事業 △ 2,410,993 ( 3,640,503 → 1,229,510 )
12 公 債 費	△ 3,479,241		公債費(元金) △ 2,723,466 ( 91,603,757 → 88,880,291 ) 公債費(利子) △ 762,579 ( 9,968,105 → 9,205,526 )
13 諸 支 出 金	△ 587,000	環境性能割交付金 176,000 ( 0 → 176,000 )	自動車取得税交付金 △ 567,000 ( 1,097,000 → 530,000 )
14 予 備 費			
合 計	△ 6,171,000	580,260,000→574,089,000	

平成31年度当初予算 主要な性質別増減調書

(単位：千円)

区分	増減額	増額内訳	減額内訳
1 人件費	△ 765,208	知事部局等給与費 246,359 ( 28,621,219 → 28,867,578 )	教育委員会給与費 △ 865,482 ( 87,895,030 → 87,029,548 ) 警察本部給与費 △ 154,057 ( 20,361,751 → 20,207,694 )
2 物件費	469,022	全国豊かな海づくり大会推進事業 308,432 ( 45,357 → 353,789 ) 台湾定期チャーター便運航促進事業 126,702 ( 0 → 126,702 ) 高等学校運営費 71,050 ( 1,706,647 → 1,777,697 )	デジタルプロモーション推進事業 △ 57,139 ( 57,139 → 0 ) 広域観光連携誘客促進事業 △ 47,576 ( 107,823 → 60,247 ) 図書館総合電算システム更新事業 △ 33,694 ( 33,694 → 0 )
3 その他の行政経費	扶助費 64,779	児童保護費負担金 84,153 ( 820,980 → 905,133 )	公立高等学校等就学支援費 △ 88,314 ( 2,460,835 → 2,372,521 )
		児童扶養手当等支給費 79,789 ( 357,131 → 436,920 )	肝炎治療特別促進事業 △ 17,026 ( 162,349 → 145,323 )
	補助費等 1,278,345	子どものための教育・保育給付支援事業 827,658 ( 4,944,959 → 5,772,617 )	自動車取得税交付金 △ 567,000 ( 1,097,000 → 530,000 )
		参議院議員選挙費 666,828 ( 0 → 666,828 )	すこやか子育て支援事業 △ 251,998 ( 1,090,834 → 838,836 )
		介護給付費負担金 623,535 ( 17,716,884 → 18,340,419 )	経営体育成基盤整備事業 △ 230,208 ( 790,396 → 560,188 )
		県議会議員選挙費 341,228 ( 104,374 → 445,602 )	地域医療従事医師確保対策事業 △ 104,834 ( 165,349 → 60,515 )
積立金 34,400	林業開発基金積立金 49,501 ( 756,292 → 805,793 )	保険基盤安定等負担事業 △ 98,306 ( 3,573,657 → 3,475,351 )	
	産業廃棄物対策基金積立金 14,590 ( 186,917 → 201,507 )	地域医療介護総合確保基金積立金 △ 25,520 ( 668,379 → 642,859 )	
投資及び出資金 402,846	被災者生活再建支援基金出せん金 402,846 ( 0 → 402,846 )		
貸付金 △ 10,032,620		経営安定資金貸付事業 △ 5,064,000 ( 23,578,000 → 18,514,000 )	
		中小企業振興資金貸付事業 △ 3,245,000 ( 20,610,000 → 17,365,000 )	
4 維持修繕費 △ 139,579	県道道路維持修繕事業 65,000 ( 1,047,025 → 1,112,025 )	空港安全対策事業 △ 114,000 ( 154,000 → 40,000 ) 学校営繕費 △ 10,532 ( 106,151 → 95,619 )	

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
5 補助投資事業費	5,950,604	県・市連携文化施設整備事業 4,534,985 ( 1,706,144 → 6,241,129 ) 農村地域防災減災事業 1,273,742 ( 2,138,889 → 3,412,631 ) 比内支援学校整備事業 1,053,129 ( 401,468 → 1,454,597 ) 河川災害復旧助成事業 770,987 ( 1,148,490 → 1,919,477 ) 治山事業 727,117 ( 2,855,772 → 3,582,889 )	横手警察署改築事業 △ 1,771,970 ( 1,771,970 → 0 ) 経営体育成基盤整備事業 △ 1,376,114 ( 11,718,844 → 10,342,730 ) 地方独立行政法人秋田県立病院機構支援事業 △ 674,675 ( 804,939 → 130,264 ) 水産振興センター栽培漁業施設整備事業 △ 668,422 ( 668,422 → 0 )
6 単独投資事業費	△ 257,753	能代地区専門系統合校整備事業 739,809 ( 205,610 → 945,419 ) 県有建築物天井等耐震化推進事業 465,713 ( 357,208 → 822,921 ) 地方道路等整備事業 277,000 ( 2,190,000 → 2,467,000 ) 鉄道軌道輸送対策事業 259,959 ( 149,361 → 409,320 ) 県単秋田空港駐車場利便性向上事業 240,000 ( 0 → 240,000 )	企業立地促進事業 △ 1,070,278 ( 3,183,224 → 2,112,946 ) 動物にやさしい秋田推進事業 △ 515,280 ( 519,980 → 4,700 ) 八橋陸上競技場整備支援事業 △ 317,058 ( 317,058 → 0 ) 環日本海クルーズ推進事業 △ 257,000 ( 328,000 → 71,000 )
7 補助災害復旧事業費	△ 1,390,043	現年発生土木災害復旧事業 1,024,000 ( 2,961,000 → 3,985,000 )	過年発生土木災害復旧事業 △ 2,410,993 ( 3,640,503 → 1,229,510 )
8 単独災害復旧事業費	698,650	県単災害復旧事業 697,100 ( 299,400 → 996,500 )	
9 国直轄事業負担金	1,195,920	国直轄河川事業負担金 912,803 ( 3,284,526 → 4,197,329 )	
10 公 債 費	△ 3,486,045		公債費(元金) △ 2,723,466 ( 91,603,757 → 88,880,291 ) 公債費(利子) △ 762,579 ( 9,968,105 → 9,205,526 )
11 繰 出 金	△ 194,318		高額医療費負担事業 △ 82,921 ( 1,171,281 → 1,088,360 ) 秋田港飯島地区工業用地整備事業特別会計繰出金 △ 41,895 ( 43,778 → 1,883 )
合 計	△ 6,171,000	580,260,000→574,089,000	

## 県人会ネットワーク化推進事業について

平成31年2月14日  
総務課

### 1 目的

県と県人会、県人会相互のネットワーク化を図りながら、県外における秋田の魅力や情報の発信などの、県人会によるふるさと秋田の応援活動の展開につながる取組を進める。

### 2 事業内容

#### （1）県と県人会の協働・連携による取組の実施

- ① イベントなどを通じた県人会との連携
  - ・全国ふるさと県人会まつり（名古屋市）における共同ブースの設置・運営など、県と県人会が連携して行う取組を推進
- ② 県と県人会の双方向による秋田関連情報の収集・発信
  - ・県から、移住・定住関連情報やAターン情報を提供
  - ・県人会から、県にゆかりのある方々の様々な活動やイベント情報を提供
- ③ 北海道地区における県人会との連携
  - ・「あきた情報プラザ」を拠点とした県人会との連携促進と秋田の魅力に関する情報の発信

#### （2）秋田の応援の輪の拡大

- ① 県人会ホームページ「あきたじん」の運営
  - ・県及び県人会による様々な情報発信
  - ・県人会への入会申込み受け付け
- ② 県人会等交流推進員の配置
  - ・秋田、東京、名古屋、大阪及び福岡に「県人会等交流推進員」を配置し、全国各地の県人会情報の収集と、ホームページ・フェイスブックによる情報発信などを通じて県と県人会の交流・連携を推進
- ③ プロスポーツチーム等と県人会との交流の促進
  - ・県内のプロスポーツチーム等が県外で試合を行う際に、事前に地元県人会に情報提供し、県人会による応援と試合後の交流を促進

3 事業費 12,038千円 ( ① 13千円、 ② 12,025千円 )

【うち債務負担行為設定分：「あきた情報プラザ」建物等使用料 2,211千円】

内訳	・報酬	4,586千円
	・委託料	2,952千円
	・使用料	2,331千円
	・旅費	1,071千円
	・共済費	743千円
	・需用費	200千円
	・役務費	155千円

【参考】 県人会に係る主な数値データ

(平成30年度は12月末現在の数値)

1 県が把握している団体数及び会員数

- ・団体数： 236 (H27) → 214 (H30)
- ・会員数：76,624人 (H27) → 99,398人 (H30)

2 県人会ホームページ「あきたじん」アクセス数 (件)

H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
13,184	30,709	18,563	46,246

※平成27年10月開設

3 フェイスブック「全国あきた県人会」アクセス数 (件)

H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
102,403	128,118	119,496	54,362

※平成27年8月開設

4 「あきたじん」からの入会者数 (人)

H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
45	108	91	74

※入会者の平均年齢：46.2歳

## 行幸啓事務費について

平成31年2月14日

秘書課

## 1 目的

本年9月に開催する「第39回全国豊かな海づくり大会・あきた大会」の式典行事等に皇室の御臨席が予定されており、併せて地方事情御視察が円滑に実施されるよう必要な準備や対応を行う。

## 2 事業費 24,249千円（○24,249千円）

(1) 事前経費	9,348千円
御日程書等の作成や宮内庁との協議などに要する経費	
(2) 当日経費	10,271千円
記者会見場等の借上や御視察先での対応などに要する経費	
(3) 事後経費	2,450千円
大会終了後のお礼言上や記念誌の作成などに要する経費	
(4) その他	2,180千円
複写代等経常的経費及び御即位関係の式典などに要する経費	

## 3 「第39回全国豊かな海づくり大会・あきた大会」の概要

- (1) 開催日 2019年9月7日（土）～8日（日）
- (2) 主催 豊かな海づくり大会推進委員会  
第39回全国豊かな海づくり大会秋田県実行委員会
- (3) 後援 農林水産省、環境省
- (4) 参加者 漁業者、漁業関係団体、都道府県等 約1,500名
- (5) 内容 式典行事（秋田県立武道館）
  - ・功績団体等表彰
  - ・最優秀作文発表
  - ・漁業者メッセージ
  - ・大会決議 ほか
 海上歓迎・放流行事（秋田港飯島地区）
  - ・漁船パレード
  - ・稚魚放流 ほか

## 障害者雇用対策事業について

平成31年2月14日

人 事 課

### 1 目 的

障害のある人もない人も互いに地域で支え合い、生き生きと暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念に沿って、障害者が働くことを通じて社会に参加できるよう、県において積極的に障害者の雇用を促進する。

### 2 事業費 43,135千円（~~111~~千円、 $\ominus$ 43,024千円）

（内訳：報酬37,173千円、社会保険料5,962千円）

### 3 事業内容

障害者の働きやすい環境づくりを進めながら、地域バランス等を考慮しつつ26名の障害者（身体、知的、精神）を本庁部局や地域振興局において雇用する。

※平成30年度の雇用状況（H31.1月末現在）

18人（週29時間15人、週20時間3人）

### <参考>

#### 【雇用率の見込み】

本事業により26名の障害者を任用した場合の法定雇用率は、平成30年度末退職者及び平成31年度新規採用者等を踏まえると、2.57%となる見込み（法定雇用率2.50%）。

## 広報事業について

平成31年2月14日

広報広聴課

### 1 事業の目的

県政情報等を分かりやすく伝え、県民との情報共有を図るとともに、県政への参画と協働による取組を促すため、様々な媒体を活用した広報事業を実施するほか、職員一人ひとりの広報力を強化する。

### 2 事業費 80,535千円（~~5,415千円~~、~~75,120千円~~）

内訳	（	委託料	52,184千円	）
		役務費	27,835千円	
		報償費	290千円	
		旅費	226千円	

### 3 事業内容

#### （1）広報事業 80,209千円

##### ① 全戸配布広報紙 41,264千円

県の施策等を詳しく紹介する県政特集を中心に、生活に密着した情報等も併せて発信する。

【うち当初予算追加分：秋田市内配布経費等 5,453千円】

##### ② 新聞広報 10,726千円

県の施策等を取り上げた特集記事やイベント情報を地元紙に掲載する。

##### ③ テレビ広報 26,121千円

各種施策と連動した地域の活性化を目指す取組などの情報を発信する。

【うち当初予算追加分：事務費 133千円】

##### ④ ラジオ広報 2,098千円

各種事業の普及啓発やイベント等の情報を発信する。

#### （2）職員一人ひとりの「伝える力」強化事業（新規） 326千円

##### ① 広報マインド醸成セミナー 192千円

情報発信の重要性等について理解を深めるため、職員向けのセミナーを開催する。（1回開催）

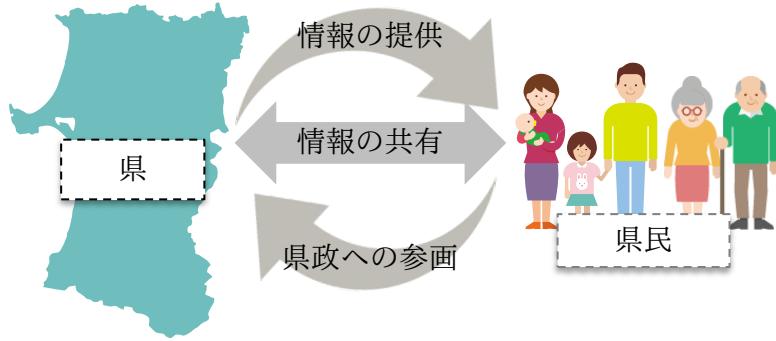
##### ② 情報発信スキル向上ワークショップ 134千円

情報発信のスキルを習得するため、職員（各部局広報担当者等）を対象とするワークショップを開催する。（3回開催）

# 平成31年度広報事業の推進について

## 目的

県政情報等を分かりやすく伝え、県民との情報共有を図るとともに、県政への参画と協働による取組を促す。



## 県広報を取り巻く現状

- 情報取得方法の多様化
- 県民総参加による県政推進のため高まる情報発信の重要性
- 新聞記事やニュース番組を通じた県政情報の取得

## 平成31年度事業の実施方針

- 方針1：媒体の特性を活かした情報発信
  - 方針2：職員一人ひとりの広報力強化
  - 方針3：より積極的なパブリシティの展開
- 

## 方針

### 方針1：媒体の特性を活かした情報発信

#### ◇重点広報事項

- I 県政情報の効果的な発信と県民との情報共有の推進**
  - 第3期ふるさと秋田元気創造プランの進捗と成果
  - 各種施策や事業、イベント情報 ほか
- II 地域の活性化に向けた県民の取組の紹介**
  - 地域資源を活かした地域づくり
  - 県民や企業、団体等の先進的な取組 ほか

**紙媒体**

**全戸配布広報紙**  
 県民に等しくかつ広範囲な情報を伝達できる媒体  
 ・41万4千部印刷・配布  
 ・年6回奇数月発行、8頁

**新聞広報**  
 詳しい説明を加えた特集記事の掲載に適している媒体  
 ・地元紙に毎月第4土曜日掲載  
 ・テレビ面下全5段

**電波媒体**

**テレビ広報**  
 イメージ伝達や臨場性に優れている媒体  
 ・民放3局で放送  
 ・5分番組を週1回放送

**ラジオ広報**  
 仕事中や運転中でも聴取できる媒体  
 ・民放FM1局で放送  
 ・3分番組を週1回放送

**ウェブ媒体**

**ウェブサイト**  
 掲載できる情報量が多く、かつ、即時性に優れている媒体  
 ・県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」

**SNS**  
 即時性と情報の拡散性に優れた媒体  
 ・県公式Facebook  
 ・県公式Twitter

### 方針2：職員一人ひとりの広報力強化

#### 外部視点の活用

**広報マインド醸成セミナー**  
 対象：職員（市町村職員を含む）  
 内容：積極的な情報発信の重要性、情報発信の成功事例 等

**スキル向上ワークショップ**  
 対象：職員（各部局広報担当者等）  
 内容：各広報媒体の最新動向や効果的な情報発信方法 等

#### 内部情報の活用

**部局横断的な情報共有の推進**

- 情報発信での成功事例
- 広報媒体の利用実績
- 写真、映像、音声等の素材情報

### 方針3：より積極的なパブリシティの展開

- 適時に伝わる新聞記事やテレビニュース等を活用した情報発信
- 知事記者会見、知事コメント
  - 記者レクチャー（記者会見）
  - 報道機関への資料提供

## 自主防災リーダー育成支援事業について

平成31年2月14日

総 合 防 災 課

### 1 目 的

地域防災力の強化に向け、市町村と連携して「自主防災リーダー」を育成し、自主防災組織の組織率の向上と活動の活発化を図る。

### 2 事業費 3,310千円（ $\ominus$ 3,310千円）

（内訳：負担金補助及び交付金 3,310千円）

### 3 事業内容

防災士の資格を取得し、地域において自主防災組織の立ち上げ等に取り組む「自主防災リーダー」を育成する。

県は、市町村に対し必要な経費の一部を補助するほか、既定の自主防災アドバイザーによる実地指導等を行い、自主防災リーダーの取組を支援する。

- ・事業の概要 別紙のとおり
- ・補助対象 市町村
- ・補助対象経費 防災士資格取得費用、研修費用、防災教育用の物品（避難所運営シミュレーションキット、啓発用DVD等）、報償費 等
- ・補助率 2分の1
- ・限度額 1市町村当たり1,000千円
- ・事業年度 平成31年度及び32年度を予定

# 「自主防災リーダー育成支援事業」の概要



## SNSによる秋田版災害情報発信事業について

平成31年2月14日  
総 合 防 災 課

### 1 目 的

大規模災害等が発生した際に、地域住民に安全かつ迅速な避難を促すため、ツイッター等のSNSを活用し、河川の水位や道路の規制等に関する情報を収集・発信するシステムを構築する。

### 2 事業費 2,000千円 (⊖2,000千円)

(内訳：委託料 2,000千円)

### 3 構築するシステムの概要等

#### (1) システムの概要

災害情報をSNSを介して発信し、併せて「県防災ポータルサイト」等に表示することにより、住民へ効果的に情報提供するシステムとする。

(別紙「SNSによる秋田版災害情報発信システムの概要」を参照。)

#### (2) システムの特長

- ・ 住民の避難に資する災害情報をGPSの位置情報や現場写真等により、視覚的に提供する。
- ・ 情報発信者は市町村職員、消防職員、県職員等に限ることにより、正確な情報を提供する。
- ・ 災害情報を同時に県防災ポータルサイトに表示することにより、SNSの利用者を含め、広く住民に情報を提供する。

# SNSによる秋田版災害情報発信システムの概要

## 災害情報



河川情報



道路情報



停電情報



土砂崩れ情報  
等

スマホ・タブレットで災害情報を発信

撮影

## 入力ツール

イメージ

救助が必要ですか？  
(ハッシュタグ#救助が挿入されます)

はい  いいえ

写真を添付しますか？  
(次の画面で写真が選択できます)

はい  いいえ

訓練投稿・テスト投稿ですか？  
(テキストに【訓練】が挿入されます)

はい  いいえ

次へ

情報発信者については、情報の信頼性を確保するために、

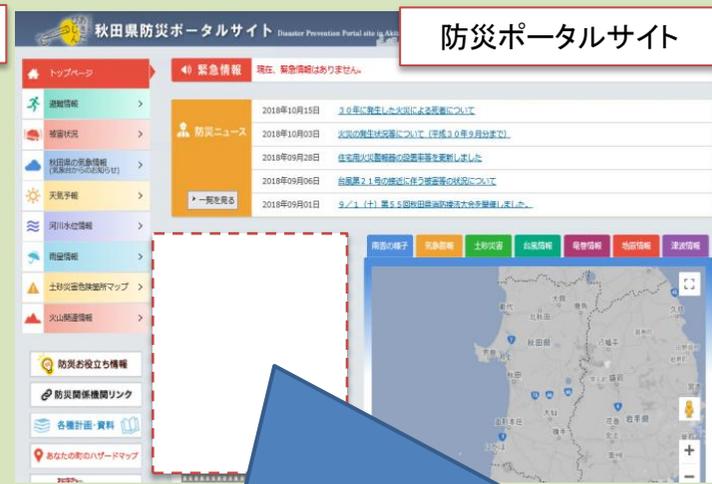
- ・市町村職員
- ・消防職員
- ・県職員
- などを想定。



防災ポータルサイト上に表示  
(SNSでも閲覧可能)



SNS



防災ポータルサイト

ツイート	<p>#〇〇市災害 #河川氾濫 「河川が氾濫しています。道路が通れません。」</p>
画像	

イメージ

【機能1】  
発信した災害情報を、SNSのほか、防災ポータルサイトに地図情報として表示する。

【機能2】  
表示された情報については、

- ・市町村別 (#秋田市災害、#大仙市災害 等)
- ・内容種別 (#河川氾濫、通行止め、避難情報 等)

などで絞り込みを可能とする。



## 被災者生活再建支援基金への出えんについて

平成 31 年 2 月 14 日

総 合 防 災 課

## 1 目 的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対して支給する「被災者生活再建支援金」について、その原資として全都道府県が拠出する基金の残高が減少していることから、今後の災害に備え、追加拠出を行う。

2 事業費 402,846千円 (債402,800千円 ⊖46千円)

(内訳：投資及び出資金 402,846千円)

## 3 事業費（拠出額）の算定等について

平成 30 年度末の基金残高が 300 億円程度となる見込みであり、平成 30 年 11 月に開催された全国知事会議において、全都道府県で 400 億円を積み立てることが決議された。

各都道府県の拠出額については、80%を世帯数で按分した額、20%を均等割した額とすることとされている。

## ○世帯数割による拠出額

$$400\text{億円} \times 80\% \times 388,560\text{世帯 (本県世帯数)} \div 53,448,685\text{世帯 (全国世帯数計)} \\ = \underline{232,633\text{千円}}$$

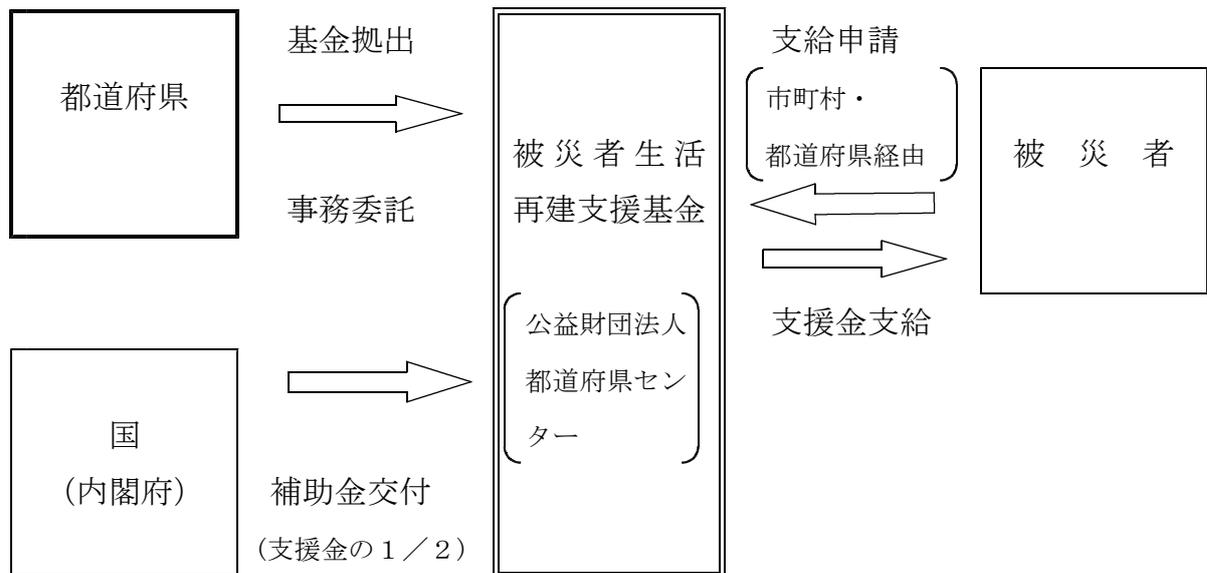
## ○均等割による拠出額

$$400\text{億円} \times 20\% \div 47\text{都道府県} = \underline{170,213\text{千円}}$$

【参考 1】被災者生活再建支援制度の概要

根拠法令	被災者生活再建支援法	
対象災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 都道府県において、100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した自然災害</li> <li>・ 1 市町村において、10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した自然災害 等</li> </ul>	
支給額	<p>基礎支援金 (住宅の被害程度に応じて支給)</p> <p>全壊 100 万円</p> <p>大規模半壊 50 万円 等</p>	<p>加算支援金 (住宅の再建方法に応じて支給)</p> <p>建築・購入 200 万円</p> <p>補修 100 万円 等</p>
実施主体	公益財団法人都道府県センター	

【参考 2】支援金支給の仕組み



**「秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例案」について  
（議案第59号）**平成31年2月14日  
人 事 課**1 改正理由**

動物の愛護及び管理に関する施策を一層推進するため、秋田県動物管理センターを秋田県動物愛護センターに改編する必要がある。

**2 主な改正内容**

秋田県動物管理センターの名称及び位置を次のとおり改めることとする。（第7条関係）

名 称	位 置
秋田県動物愛護センター	秋田市雄和椿川字奥椿岱一番地

**3 施行期日等**

- (1) 施行期日は平成31年4月1日とする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。
- (3) 一般職の職員の給与に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例について所要の規定の整備を行うこととする。

秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表  
 秋田県行政機関設置条例の一部改正

新	旧
<p>(動物愛護センター)                      第七条 動物の愛護及び管理並びに狂犬病の予防に関する事務を分掌させるため、動物愛護センターを置く。                      2 動物愛護センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <p>名称 位置 所管区域                      秋田県動物愛護センター 秋田市雄和椿川字 秋田県(狂犬病の予防に関する事務にあつては、男鹿市、潟上市及び南秋田郡)</p>	<p>(動物管理センター)                      第七条 動物の愛護及び管理並びに狂犬病の予防に関する事務を分掌させるため、動物管理センターを置く。                      2 動物管理センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <p>名称 位置 所管区域                      秋田県動物管理センター 秋田市浜田字神坂 秋田県(狂犬病の予防に関する事務にあつては、男鹿市、潟上市及び南秋田郡)</p>

新			旧		
一般職の職員の給与に関する条例の一部改正(附則第三項による改正)					
別表第七(第四条関係) 一〜七 略 八 医療職給料表(二)級別標準職務表			別表第七(第四条関係) 一〜七 略 八 医療職給料表(二)級別標準職務表		
職務の級	標準的な職務	標準的な職務	職務の級	略	標準的な職務
略	略	略	略	略	略
六級	困難な業務を行う地域振興局の課長の職務	一 地方機関の長の職務 二 困難な業務を行う地域振興局の課長の職務	六級	略	一 地方機関の長の職務 二 困難な業務を行う地域振興局の課長の職務

九略	七級	地方機関の長の職務
	備考略	
九略	七級	困難な業務を行う地方機関の長の職務
	備考略	

職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正（附則第四項による改正）

新	<p>（防疫等業務手当）          第六条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、業務又は作業に従事した日一日につき三百八十円（動物愛護センターにおいて同項第三号の業務に専ら従事する職員にあつては、勤務一月につき一万二千五百円）を超えない範囲内で人事委員会規則で定める。</p> <p>3 略</p>
	旧
旧	<p>（防疫等業務手当）          第六条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、業務又は作業に従事した日一日につき三百八十円（動物管理センターにおいて同項第三号の業務に専ら従事する職員にあつては、勤務一月につき一万二千五百円）を超えない範囲内で人事委員会規則で定める。</p> <p>3 略</p>
	新

**「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」  
について (議案第 60 号)**

平成 31 年 2 月 14 日  
人 事 課

**1 改正理由**

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律 (平成 30 年法律第 71 号) による労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) の一部改正に鑑み、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関する事項を定める必要がある。

**2 主な改正内容**

- (1) 任命権者は、正規の勤務時間以外の時間において職員に人事委員会規則で定める断続的な勤務 (宿日直勤務) を命ずることができることとする。(第 8 条の 2 の 2 第 1 項関係)
- (2) 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、(1) の断続的な勤務以外の勤務 (業務繁忙、災害時等) を命ずることができることとする。(第 8 条の 2 の 2 第 2 項関係)
- (3) 時間外勤務命令等の限度時間その他の正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとする。(第 8 条の 2 の 2 第 3 項関係)
- (4) その他所要の規定の整理を行うこととする。

**3 施行期日**

平成 31 年 4 月 1 日

新	旧
<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第八条の二の二 任命権者は、第二条から第五条まで及び第八条の規定による勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の人事委員会規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。</p> <p>2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に規定する勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。</p> <p>3 前項に規定するもののほか、職員に同項に規定する勤務をすることを命ずることができる時間の上限その他の同項に規定する勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第八条の三 略</p> <p>2 任命権者は、三歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合に、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第二項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。</p> <p>3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するため</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第八条の三 略</p> <p>2 任命権者は、三歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第二条から第五条まで及び第八条の規定による勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間における勤務(公務のため臨時又は緊急の必要がある場合の勤務をいう。次項において同じ。)をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務については、この限りでない。</p> <p>3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するため</p>

4・5  
略

の措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、一月について二十四時間、一年について百五十時間を超えて、前条第二項に規定する勤務をさせてはならない。

4・5  
略

の措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、一月について二十四時間、一年について百五十時間を超えて、正規の勤務時間以外の時間における勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務については、この限りでない。

**「職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例及び職員の自己啓発等  
休業に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第 6 1 号）**

平成 3 1 年 2 月 1 4 日  
人 事 課

**1 改正理由**

学校教育法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 4 1 号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

**2 主な改正内容**

次に掲げる条例において引用する学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）の条項を改めることとする。

- (1) 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例（平成 1 9 年秋田県条例第 5 号）
- (2) 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成 1 9 年秋田県条例第 6 8 号）

**3 施行期日**

学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（平成 3 1 年 4 月 1 日）

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例及び職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表  
 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正（本則第一号による改正）

<p>新</p>	<p>(定義)                  第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。                  一 大学院派遣研修 県が職員の同意を得て実施する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学の大学院の課程（同法第百四条第七項第二号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程に在学してその課程を履修する研修であつて、その内容及び実施形態を考慮して人事委員会規則で定めるものをいう。                  二・三 略</p>	<p>旧</p>	<p>(定義)                  第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。                  一 大学院派遣研修 県が職員の同意を得て実施する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学の大学院の課程（同法第百四条第四項第二号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程に在学してその課程を履修する研修であつて、その内容及び実施形態を考慮して人事委員会規則で定めるものをいう。                  二・三 略</p>
<p>新</p>	<p>職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正（本則第二号による改正）                  (自己啓発等休業の承認等)                  第二条 略                  2・3 略                  4 法第二十六条の五第一項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。                  一 略                  二 学校教育法第一条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであつて同法第百四条第七項第二号</p>	<p>旧</p>	<p>(自己啓発等休業の承認等)                  第二条 略                  2・3 略                  4 法第二十六条の五第一項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。                  一 略                  二 学校教育法第一条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであつて同法第百四条第四項第二号</p>

5・6 略  
三・四 略  
の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程（以下「大学等相当課程」という。）を置くもの

5・6 略  
三・四 略  
の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程（以下「大学等相当課程」という。）を置くもの

## 「秋田県県税条例等の一部を改正する条例案」について（議案第 6 2 号）

平成 3 1 年 2 月 1 4 日  
税 務 課

## 1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 3 号）による地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の一部改正に伴い、一定の申告等を電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う場合に係る規定の整備を行う等の必要がある。

## 2 改正内容

- (1) 法人住民税・事業税等を地方税共同機構を経由して電子申告できることとする。（県税条例第 1 0 条関係）
- (2) 法人住民税・事業税等の徴収金を地方税共同機構を経由して電子納税できることとする。（県税条例第 9 条関係）
- (3) 資本金 1 億円超の大法人等は、法人住民税・事業税等を地方税共同機構を経由して電子申告しなければならないこととする。（県税条例第 1 0 条関係）
- (4) その他所要の規定の整備を行うこととする。

## 【地方税共同機構】（平成 3 1 年 4 月 1 日設立）

- 地方税の電子申告システム（以下「e L T A X」という。）の運営、共同での電子納税に関する事務などを行うため、新たに設立される地方共同法人
- e L T A X は、現行では一般社団法人地方税電子化協議会により運営されているが、共同での電子納税の実施など、今後 e L T A X の役割が拡大することが見込まれている。そのため、法律（地方税法）に設置根拠を持つ法人を e L T A X の運営主体とすることで、組織ガバナンスの確立や国の監督権限の強化を図ることとされた。

## 3 施行期日

この条例は、次のとおり施行することとする。

- ① 2(1)（電子申告）は平成 3 1 年 4 月 1 日施行
- ② 2(2)（共同での電子納税）は平成 3 1 年 1 0 月 1 日施行
- ③ 2(3)（大法人の電子申告義務化）は平成 3 2 年 4 月 1 日施行

秋田県県税条例等の一部を改正する条例案新旧対照表  
 秋田県県税条例（昭和二十九年秋田県条例第二十四号）の一部改正（第一条による改正）

新	旧
<p>（徴収金の納付場所又は納入場所）</p> <p>第九条 徴収金は、法又はこの条例で特別の定めをする場合を除き、指定金融機関（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十八条第三項及び第四項に規定する金融機関を含む。以下同じ。）又は同令第五十八条の二第一項の規定によりその収納の事務の委託を受けた者に納付し、又は納入しなければならぬ。ただし、知事が必要と認める場合には、出納員又は現金取扱員に納付し、又は納入することができる。</p> <p>2 略</p> <p>（申告書、届出書等の提出等）</p> <p>第十条 法及びこの条例の規定によつて知事に提出すべき申告書、届出書及びその他の書類は、次項の規定による場合を除き、総合県税事務所長を経由して提出しなければならない。</p> <p>2 地方税関係申告等（法第七百六十二条第一号イに掲げる通知をいう。）のうち、法第七百四十七条の二第一項の特定書面等地方税関係申告等及び法第七百四十七条の三第一項の特定地方税関係申告等は、これらの規定、同条第二項及び法第七百四十七条の六に規定するところにより行うことができる。</p>	<p>（徴収金の納付場所又は納入場所）</p> <p>第九条 徴収金は、この条例で特別の定めをする場合を除き、指定金融機関（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十八条第三項及び第四項に規定する金融機関を含む。以下同じ。）又は同令第五十八条の二第一項の規定によりその収納の事務の委託を受けた者に納付し、又は納入しなければならぬ。ただし、知事が必要と認める場合には、出納員又は現金取扱員に納付し、又は納入することができる。</p> <p>2 略</p> <p>（申告書、届出書等の提出）</p> <p>第十条 法及びこの条例の規定によつて知事に提出すべき申告書、届出書及びその他の書類は、総合県税事務所長を経由して提出しなければならない。</p>

秋田県県税条例の一部改正（第二条による改正）

新	旧
<p>（申告書、届出書等の提出等）</p> <p>第十条 法及びこの条例の規定によつて知事に提出すべき申告書、届出書及びその他の書類は、次項又は第三項の規定による場合を除き、総合県税事務所長を経由して提出しなければならない。</p> <p>2 地方税関係申告等（法第七百六十二条第一号イに掲げる通知をいう。次項において同じ。）のうち、法第七百四十七条の二第一項の特定書面等地方税関係申告等及び法第七百四十七条の三第一項の特定地方税関係申告等は、これらの規定、同条第二項及び法第七百四十七条の六に規定するところにより行うことができる。</p> <p>3 地方税関係申告等のうち、法第五十三条第四十六項、第七十二条の三十二第一項及び第七十二条の八十九の二第一項（法附則第九条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の申告は、この条例の規定にかかわらず、法第五十三条第四十六項から第四十九項まで、第七十二条の三十二及び第七十二条の八十九の二（法附則第九条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定するところにより行わなければならない。</p>	<p>（申告書、届出書等の提出等）</p> <p>第十条 法及びこの条例の規定によつて知事に提出すべき申告書、届出書及びその他の書類は、次項の規定による場合を除き、総合県税事務所長を経由して提出しなければならない。</p> <p>2 地方税関係申告等（法第七百六十二条第一号イに掲げる通知をいう。）。のうち、法第七百四十七条の二第一項の特定書面等地方税関係申告等及び法第七百四十七条の三第一項の特定地方税関係申告等は、これらの規定、同条第二項及び法第七百四十七条の六に規定するところにより行うことができる。</p>